

岩手県告示第565号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
あすなろ薬局	宮古市保久田3番9号	令和7年7月1日
ゆい歯科	奥州市水沢袋町2番21号	令和7年8月1日
中村歯科クリニック	奥州市前沢白山字合野32番地	〃
もわ調剤薬局	九戸郡九戸村大字江刺家第6地割109番地	令和7年8月4日